

令和 7 年度

「道の駅」つど～る・プラザ・さわら  
事業継続計画（BCP）



令和 7 年 1 2 月

森町

## 目 次

<b>1章</b>	<b>道の駅BCP策定の基本的な考え方</b>	1
1.	道の駅BCP策定の背景	1
2.	道の駅BCP策定の必要性	1
3.	その他計画との関係	2
<b>2章</b>	<b>基本方針の設定</b>	4
1.	目的・趣旨	4
2.	上位計画との関連	4
3.	道の駅BCPにおける基本方針（重視すべき視点）	5
4.	対象とする組織	5
<b>3章</b>	<b>運用体制の検討</b>	6
1.	道の駅の防災上の位置付け	6
2.	道の駅つど～る・プラザ・さわらの位置付け	11
3.	道の駅における運用体制	12
4.	防災関係機関と連絡先	14
5.	各種協定の締結状況	19
<b>4章</b>	<b>危険事象・被害想定</b>	24
1.	想定される危険事象	24
2.	危険事象における被害想定	24
3.	ライフライン、インフラ等の被害想定	28
<b>5章</b>	<b>重要業務の抽出</b>	29
1.	事業継続計画に係る発動と解除	29
2.	応急対策活動業務	30
3.	重要業務と内容一覧	31
<b>6章</b>	<b>必要資源の現状把握</b>	32
1.	人的資源	32
2.	物的資源	32
3.	ライフライン等に係る資源一覧	34
<b>7章</b>	<b>重要業務の開始目標時間</b>	35
1.	重要業務の開始目標時間の設定	35
<b>8章</b>	<b>重要業務の行動計画</b>	37
1.	実施体制（案）（部・担当）	37
2.	災害時における優先業務と通常時における優先業務の取り組むべき内容等	39
<b>9章</b>	<b>継続的な改善に向けた取組</b>	41
1.	道の駅BCPの定期的な見直し	41
2.	定期訓練	41

3. 防災訓練	42
10章　　巻末資料	43

# 1章 道の駅BCP策定の基本的な考え方

## 1. 道の駅BCP策定の背景

- ① 発災時「道の駅」が有する防災拠点機能を、適切に発揮させるための計画であり、
- ② 発災後「道の駅」が有する生活拠点機能を、早期に再開させるための計画とする。

地域防災計画に位置付けられた（災害対策基本法第42条の規定に基づく）「道の駅」は、災害発生時に自治体の防災拠点として機能（一時避難場所や輸送拠点等）を発揮することが求められる。

また、食料品や生活必需品のほか、地域物産等の販売を通じて、地域経済や雇用維持に貢献できる「道の駅」は、地域社会の生活拠点機能を担っているため、災害の発生によって事業継続に支障が生じた場合でも、早期に事業を再開することが求められている。

災害が起きた際、「道の駅」が①防災拠点機能を適切に発揮しつつ、②生活拠点機能の早期再開を目指すためには、発災時に「道の駅」が優先して実施すべき業務（以下「重要業務」とする）を明確にし、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ準備を整えておくことが重要である。その準備として、道の駅のBCP（事業継続計画）がある。

## 2. 道の駅BCP策定の必要性

道の駅BCPを作成することで、災害時に優先すべき業務を実施するにあたって必要な事前準備や体制等を、より具体的に確認することができる。

「道の駅」が防災拠点として位置付けられた場合であっても、実際の災害時には以下のような事例も発生しており、施設の整備等がなされても防災機能を十分に発揮されないこともある。

例）防災機能が十分に発揮されなかった事例

- 地域防災計画に「避難所」として指定されているにもかかわらず、「非常電源、水、情報提供装置、防災トイレ」が整備されていない（防災上の位置づけと、防災に関する資源とのギャップ）
- 道路管理者が設置していた防災倉庫内の備品を使用したかったが、（管理者が異なるため）駅長判断では利用ができなかった（防災に関する運用体制の不備）
- 災害用自動販売機を設置していたにもかかわらず、「緊急用のカギ」を（管理運営者ではなく）設置者が保管しており、緊急時に使えなかった（運用体制の不備による業務の不履行）
- 各「道の駅」の施設管理者や駅長の緊急連絡先が共有されていなかった（災害時に必要となる連絡体制の不備）

そのため、道の駅BCPを作成することにより、災害時に優先して実施すべき業務に関連して、必要な事前準備（運用体制の検討、防災施設・備蓄の現状把握等）や体制（重要業務の行動計画）等を確認することが重要である。

そのことにより、災害時に「道の駅」が求められている役割・機能を十分に果たすために、具体的に準備すべきことや調整すべきことなどを明確にする。

### 3. その他計画との関係

#### (1) 地域防災計画との関係

道の駅BCPは、大規模災害の発生により、職員や設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

地域防災計画に位置付けられた「道の駅」では、災害発生時に自治体の防災拠点としての機能発揮が求められる。

そのため道の駅BCPは、地域防災計画の中で「道の駅」に求められる防災機能（一時避難所や輸送拠点等）を適切に発揮させるための災害対応に関する基本計画と位置付けられる。

なお、管理者において、「道の駅」緊急連絡先リストや防災設備等の設置手順書など、災害発生時の活動に関する具体的な行動計画が明記されたマニュアル等があらかじめ整理できていれば、道の駅BCPの重要業務を実行するための資源として、有効活用することができる。

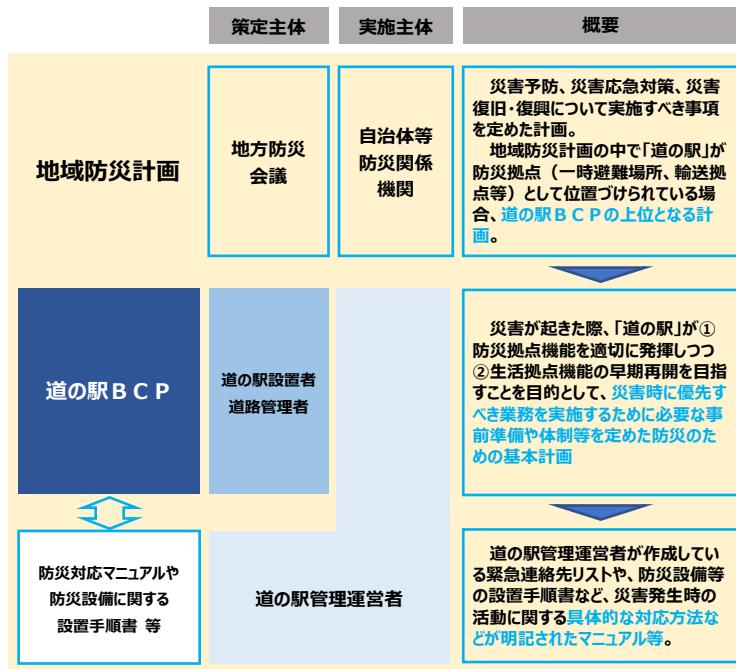


図 1-1 道の駅BCPに係る地域防災計画やその他マニュアルとの関係

## (2) 本計画の位置付け

地域防災計画は、自然災害から町民の生命、身体及び財産を守るために、町、関係機関、地域、町民等が有効に機能を発揮し、協力・連携して防災に万全を期するため、必要な災害予防対策・災害応急対策及び復旧・復興対策に関する事項が定められている。

一方、道の駅 BCP は、大規模災害の発生により、役場庁舎、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

また、道の駅 BCP では、特に大規模地震を想定し策定するが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方にも適用できる部分もあることから、他の危機事象に対しても可能な範囲で適用する。

表 1-1 地域防災計画と道の駅 BCP の関係

項目	地域防災計画	道の駅 BCP
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
実施主体	町、北海道、公共機関、町民等	道の駅管理者
施設の被災	想定しない	職員、施設、設備等の資源の被災状況を想定し、利用可能な資源を前提とし計画を策定
対象業務	災害予防	対象とする
	災害応急対策	対象とする
	復旧復興	対象とする
	優先度の高い通常業務	対象としない
各業務の優先度	想定しない	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定める

上記目的を踏まえ、次章以降の計画及び取組み内容へと盛り込んでいくものとする。

## 2章 基本方針の設定

### 1. 目的・趣旨

道の駅 BCP は、大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる道の駅の機能低下を最小限にとどめながら、住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、住民の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識の向上だけではなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することを目的とする。

### 2. 上位計画との関連

#### (1) 計画の基本方針

防災に関しては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、国、地方公共団体、公共機関、住民が一体となり最善の対策をとる必要がある。特に、本計画は災害応急対策に占める割合が高い内容であるが、計画策定を行う位置付けから、災害予防としての機能強化を図るものである。

災害予防としては、防災事業の推進や住民各自の防災対策により、地震、風水害、火山噴火災害、地すべり・山崩れ・雪崩などあらゆる災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小にとどめるとともに、主要交通・通信機能の強化、防災施設・設備・物資の整備、防災訓練の実施、自主防災組織の育成・確立などを進め、周到かつ十分な災害予防を行う。

また、災害が発生した場合、迅速な情報伝達や救助・救急活動、避難、災害拡大防止活動などが的確に円滑に進められるよう、災害応急対策の充実を図るとともに、災害からの速やかな復旧・復興を図る。

#### (2) 他の法令に基づく計画との関係

##### 1) 国、道の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、道の地域防災計画等、他の防災関連計画との関連、整合に配慮したものである。

##### 2) 町の総合計画との関係

この計画は、「第2次森町総合開発振興計画」との関連・整合に配慮したものである。

##### 3) 町の各部局及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災活動にあたって、必要な事項については、各防災関係機関との協議・調整に応じて定める。

#### (3) 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、関係職員、関係行政機関、公共機関、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底する。

また、計画の内容に関しては必要に応じて森町民にも広く周知を図る。

### 3. 道の駅B C Pにおける基本方針（重視すべき視点）

計画における基本方針として、特に重視すべき事項として、以下の点を基本方針として定めることとする。

#### ○ 基本方針 1

業務が中断することによる、町民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

#### ○ 基本方針 2

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び電力・通信等の業務執行環境の確保に努める。

#### ○ 基本方針 3

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小する。

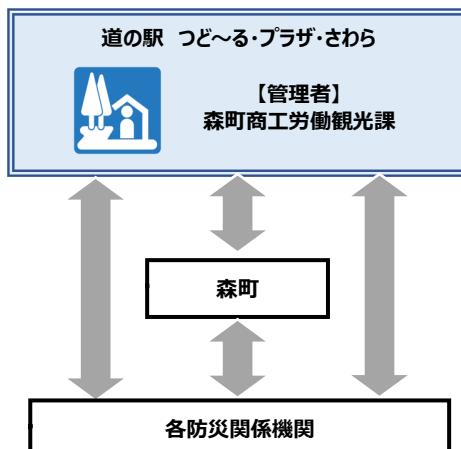
#### ○ 基本方針 4

想定される大規模災害の発生に備え、通常時から業務継続力の向上に努める。

### 4. 対象とする組織

大規模な災害が発生した場合の本計画における対象組織は、道の駅管理者である森町商工労働観光課とする。

また、当道の駅は地域防災計画における指定緊急避難所としても位置付けられていることから、森町役場をはじめ各防災関係機関との関連性に留意した性格を持った内容として計画を策定する。



### 3章 運用体制の検討

#### 1. 道の駅の防災上の位置付け

道の駅つど～る・プラザ・さわらは、森町における「指定緊急避難場所」としての役割を踏まえた運用を行う。

道の駅つど～る・プラザ・さわらは、森町地域防災計画における「指定緊急避難場所」として位置付けられている。道の駅つど～る・プラザ・さわらが対応する自然事象災害に関しては、「地震」などの災害発生時に対応する指定緊急避難場所として位置づけられている。

表 3-1 森町における避難施設一覧 1/5

(1) 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							想定 収容 人数
				洪 水	崖崩 れ、 土石流 及び 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規 模 な火 事	内 水 氾 濫	
1	旧赤井川小学校 グラウンド	字赤井川 117-1	☎ 2-2181 (契約管理課)			●					1,666
2	グリーンピア 大沼	字赤井川 299	☎ 7-1282 (防災交通課)	●	●		●	●	●	●	4,106
3	駒ヶ岳小学校	字駒ヶ岳 453	☎ 5-2243 ☎ 3-3640 (学校教育課)	●				●			403
4	駒ヶ岳小学校 グラウンド	字駒ヶ岳 452-2	☎ 5-2243 ☎ 3-3640 (学校教育課)	●		●		●			3,266
5	尾白内小学校	字尾白内町 948	☎ 2-2389 ☎ 3-3640 (学校教育課)					●			636
6	尾白内小学校 グラウンド	字尾白内町 948	☎ 2-2389 ☎ 3-3640 (学校教育課)			●		●			1,400
7	尾白内運動広場	字尾白内町 929-1・2	☎ 3-3640 (学校教育課)			●		●			6,000
8	尾白内南部生活 改善センター	字尾白内町 1046	☎ 2-0938 ☎ 7-1084 (住民生活課)	●		●		●	●		65
9	森町農業集落 センター	字白川 38	☎ 2-0993 ☎ 7-1084 (住民生活課)	●					●		65
10	森町漁村 センター	字港町 185-3	☎ 2-7373 ☎ 7-1084 (住民生活課)		●						135

表 3-2 森町における避難施設一覧 2/5

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								想定 収容 人数
				洪 水	崖崩 れ、 土石流 及び 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規 模な火 事	内 水 氾 濫	火 山 現 象	
11	森町公民館	字御幸町 132	☎ 2-2186	●							●	520
12	森小学校	字清澄町 27-1	☎ 2-2113 ☎ 3-3640 (学校教育課)	●		●	●	●	●	●	●	1,550
13	森小学校 グラウンド	字清澄町 27-1	☎ 2-2113 ☎ 3-3640 (学校教育課)			●			●			3,266
14	駅前ふれあい センター	字本町 6-22	☎ 2-5615 ☎ 7-1084 (住民生活課)								●	95
15	みどりヶ丘会館	字上台町 330	☎ 2-6038 ☎ 7-1084 (住民生活課)		●	●		●			●	84
16	森町上台地区 活性化支援センター	字上台町 326-18	☎ 2-1300 ☎ 7-1084 (住民生活課)	●	●	●		●		●	●	119
17	森町民体育館	字清澄町 24-2	☎ 2-1234	●		●	●	●		●	●	819
18	サンピレッジ森	字清澄町 25-6	☎ 2-3249 ☎ 2-1234 (体育課)	●		●	●	●	●	●	●	519
19	森川・姫川生活 改善センター	字森川町 208	☎ 2-1696 ☎ 7-1084 (住民生活課)	●	●	●	●	●		●	●	99
20	道の駅 Y O U · 遊・もり	字上台町 326-18	☎ 8-2828 ☎ 7-1284 (商工労働観光課)				●					101
21	森中学校	字上台町 326-1	☎ 2-2406 ☎ 3-3640 (学校教育課)	●		●	●	●	●	●	●	1,315

表 3-3 森町における避難施設一覧 3/5

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								想定 収容 人数
				洪 水	崖崩 れ、 土石流 及び 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規 模 な火 事	内 水 氾 濫	火 山 現 象	
22	森中学校 グラウンド	字上台町 326-1	☎ 2-2406 ☎ 3-3640 (学校教育課)			●		●				13,333
23	常盤福祉社会館	字常盤町 97-2	☎ 2-4883 ☎ 7-1084 (住民生活課)	●		●		●		●		101
24	鷺ノ木小学校	字鳥崎町 195	☎ 2-2069 ☎ 3-3640 (学校教育課)	●	●	●	●	●		●	●	427
25	鷺ノ木小学校 グラウンド	字鳥崎町 195-6	☎ 2-2069 ☎ 3-3640 (学校教育課)				●					2,800
26	鷺ノ木生活館	字富士見町 109	☎ 2-0809 ☎ 7-1084 (住民生活課)	●		●		●		●	●	99
27	鷺ノ木史跡公園 会館	字鷺ノ木町 168-1	☎ 2-0969 ☎ 2-2186 (社会教育課)		●	●		●			●	16
28	石谷小学校	字蛇谷町 153	☎ 2-2714 ☎ 3-3640 (学校教育課)	●	●	●	●	●		●	●	291
29	石谷小学校 グラウンド	字蛇谷町 153・ 155	☎ 3-3640 (学校教育課)				●					2,133
30	石倉小学校	字石倉町 283	☎ 7-3301 ☎ 3-3640 (学校教育課)		●	●	●	●		●	●	295
31	石倉小学校 グラウンド	字石倉町 280-1	☎ 3-3640 (学校教育課)					●				1,000
32	濁川小学校	字濁川 201	☎ 7-3004 ☎ 3-3640	●	●		●		●	●	●	379

表 3-4 森町における避難施設一覧 4/5

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類								想定 収容 人数
				洪 水	崖崩 れ、 土石流 及び 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規 模な火 事	内 水 氾 濫	火 山 現 象	
			(学校教育課)									
33	濁川小学校 グラウンド	字濁川 201-1	☎ 7-3004 ☎ 3-3640 (学校教育課)				●		●			1,400
34	濁川活性化 センター	字濁川 231	☎ 7-3070 ☎ 7-1084 (住民生活課)	●	●					●	●	82
35	掛潤生活館	字砂原西 1 丁 目 225-1	☎ 8-2378 ☎ 8-3111 (砂原支所)			●		●				54
36	砂原婦人会館	字砂原西 3 丁 目 47-33	☎ 8-2944 ☎ 8-3111 (砂原支所)			●		●				94
37	さわやか センター・砂原	字砂原西 4 丁 目 234-4	☎ 8-2380 ☎ 8-3111 (砂原支所)			●		●				204
38	砂原中学校	字砂原 2 丁目 188-14	☎ 8-2012 ☎ 3-3640 (学校教育課)		●	●	●	●	●			797
39	さわら小学校	字砂原 1 丁目 41-1	☎ 8-4123 ☎ 3-3640 (学校教育課)		●	●	●	●	●			803
40	さわら幼稚園	字砂原 1 丁目 27-2	☎ 8-2462 ☎ 3-3640 (学校教育課)		●		●			●		152
41	森町砂原公民館	字砂原 1 丁目 31-3	☎ 8-3190 (生涯学習課)		●				●			830
42	道の駅つど～る・ プラザ・さわら	字砂原 2 丁目 358-1 他	☎ 8-2828 ☎ 7-1284				●					319

表 3-5 森町における避難施設一覧 5/5

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類							想定 収容 人数
				洪 水	崖崩 れ、 土石流 及び 地滑り	高 潮	地 震	津 波	大規 模 な火 事	内 水 氾 濫	
			(商工労働観光 課)								
43	森町総合運動公 園	字砂原1丁目 22-1 他	☎ 8-3190 (生涯学習課)		●		●		●		10,133
44	砂原特別母と子 の家	字砂原3丁目 35	☎ 8-2264 ☎ 8-3111 (砂原支所)			●		●			62
45	森町ふれあいの 森	字砂原3丁目 242	☎ 8-5562 ☎ 8-3190 (生涯学習課)			●		●			631
46	森町郷土館	字砂原4丁目 147	☎ 8-2967 ☎ 8-3190 (生涯学習課)		●	●		●			138
47	彦潤集落 センター	字砂原5丁目 140	☎ 8-2780 ☎ 8-3111 (砂原支所)		●						116
48	開拓会館	字砂原東4丁 目1-106	☎ 8-3494 ☎ 8-3111 (砂原支所)	●		●		●		●	49

※想定収容人数(1.5m<sup>2</sup>あたり1人)

資料：森町地域防災計画

## 2. 道の駅つど～る・プラザ・さわらの位置付け

防災関連情報（重ねるハザードマップ：国土交通省）に基づき、森町内における想定災害分布を下図に整理している。

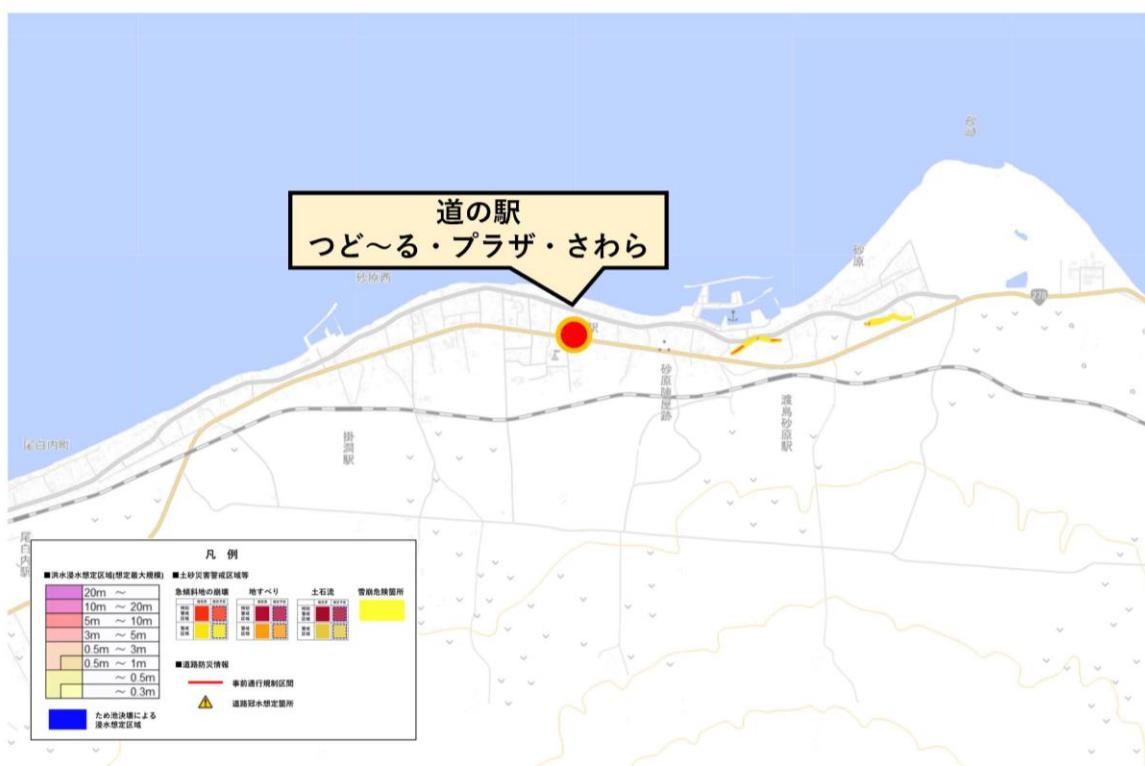


図 3-1 町内における想定災害分布（資料：重ねるハザードマップ（国土交通省））

### 3. 道の駅における運用体制

#### (1) 通常時の運営管理

道の駅の指示命令系統に関しては以下とする。通常業務における運営管理においては、管理者を代表とする各委託先（物産館運営委員会）との連携により業務を行うが、災害発生時には後述の通り管理者を代表者として、副管理者を指示系統とする防災施設としての避難所の運営する担当に基づいた運営に係る活動を行う。

表 3-6 施設管理・運営体制（通常時）

担当	主な業務
管理者	施設全般の維持・管理に係る担当
施設清掃担当	施設清掃に関する担当
物販担当	農産物、特産品販売等に関する担当
情報提供担当	情報提供に関する担当
観光案内担当	観光案内に関する担当

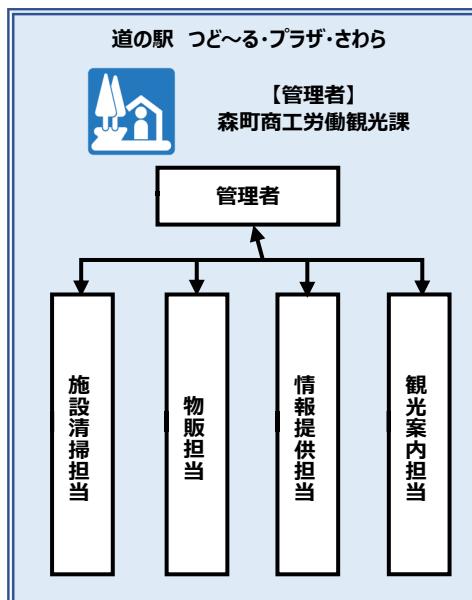


図 3-2 施設管理・運営体制（通常時）

## (2) 災害時の運営管理

災害時においては、災害対策本部として設営される森町との連携を図りつつ、道の駅は災害本部としての役割を担う。

また、災害時においては支援を行う職員数が不足することから、災害対策本部である森町や防災関係機関からの支援などを受けて対応を行う。

表 3-7 施設管理・運営体制（災害時）

担当	主な業務
管理者	災害対策本部と協議、各担当の調整・指示
総務班	災害時の道の駅の各業務全般への対応
施設管理班	施設点検、防犯体制、トイレの水運搬・清掃、ゴミ掃除

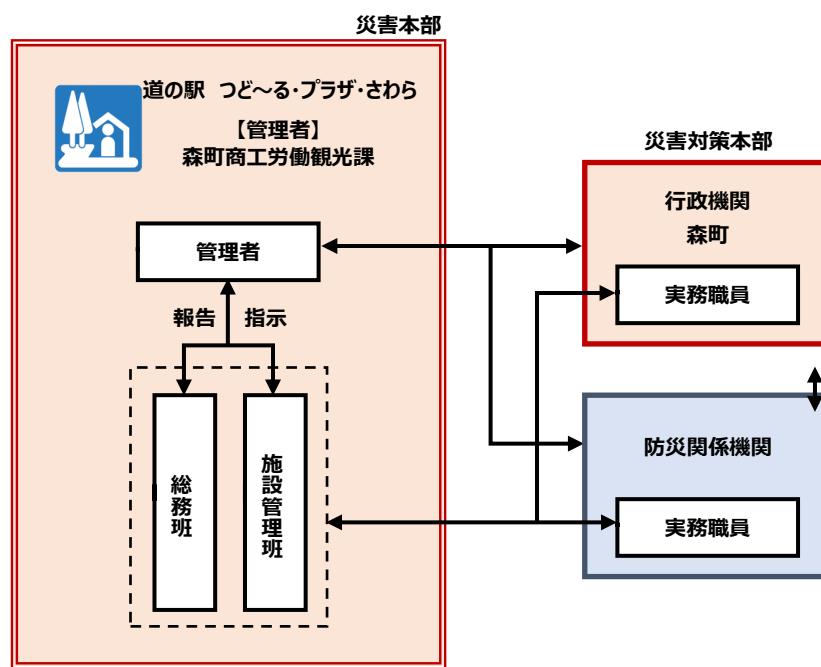


図 3-3 施設管理・運営体制（災害時）

## 4. 防災関係機関と連絡先

本道の駅 BCP における防災関係機関については、森町をはじめ、北海道や指定地方行政機関等の以下の機関となっている。

### (1) 施設管理者

表 3-8 道の駅管理者

施設管理者	機関名称	連絡先
施設管理者	森町商工労働観光課	01374-7-1284

### (2) 防災関係機関 (案)

表 3-9 防災関係機関 (案) 1/5

### 〔防災組織〕

#### 資料 1-1 関係機関等の連絡先

【一般災害対策編 第 1 章第 7 節】

##### (1) 役場・公共施設等

名称	所在地	電話番号
森町役場	森町字御幸町144-1	01374-2-2181
森町砂原支所	森町字砂原1丁目43-4	01374-8-3111
森町教育委員会	森町字御幸町132	01374-2-2186

##### (2) 消防署等

名称	所在地	電話番号	i-FAX番号
森町消防本部	〒049-2313 茅部郡森町字森川町280-4	01374-2-2125	01374-2-5743
森町消防署 砂原支署	〒049-2222 茅部郡森町字砂原1丁目60-1	01374-8-2156	01374-8-2033
鹿部消防署	〒041-1403 茅部郡鹿部町字宮浜286-1	01372-7-3331	01372-7-3379
函館東消防署 南茅部支署	〒041-1611 函館市川汲町1520-2	0138-25-6119	0138-25-6699
七飯消防署	〒041-1105 亀田郡七飯町桜町2丁目3-1	0138-65-2244	0138-65-2833

##### (3) 保育所・幼稚園等

名称	所在地	電話番号
森幼稚園	森町字上台町148-3	01374-2-1717
さわら幼稚園	森町字砂原1丁目27-2	01374-8-2462
尾白内保育所	森町字尾白内539	01374-2-2969
森保育所	森町字清澄町12	01374-2-2579
新川保育所	森町字常盤町12-1	01374-2-2543

##### (4) 学校 (小中学校・高等学校)

名称	所在地	電話番号
駒ヶ岳小学校	森町字駒ヶ岳453	01374-5-2243
尾白内小学校	森町字尾白内町948	01374-2-2389
森小学校	森町字清澄町27-1	01374-2-2113
鷺ノ木小学校	森町字鳥崎町195	01374-2-2069
さわら小学校	森町字砂原1丁目41-1	01374-8-4123
森中学校	森町字上台町326-1	01374-2-2406
砂原中学校	森町字砂原2丁目188-14	01374-8-2012
北海道森高等学校	森町字上台町326-48	01374-2-2082

表 3-10 防災関係機関（案） 2/5

（5）指定地方行政機関

名称	所在地	電話番号
函館開発建設部	函館市大川町1番27号	0138-42-8170
函館開発建設部 八雲道路事務所	二海郡八雲町東雲町23	0137-63-3153
北海道森林管理局 渡島森林管理署	二海郡八雲町出雲町13-4	0137-63-2141
函館地方気象台	函館市美原3丁目4-4	0138-46-2211
函館財務事務所	函館市美原3丁目4-4	0138-47-8445
北海道農政事務所 函館地域拠点	函館市新川町25-18	0138-26-7800
北海道運輸局 函館運輸支局	函館市西桔梗町555番24	0138-49-8862
北海道総合通信局	札幌市北区北8条西2丁目1-1	011-709-2311
東京航空局 函館空港事務所	函館市高松町511	0138-57-1737
第一管区海上保安本部	函館海上保安部	函館市海岸町24-4
	函館航空基地	函館市赤坂町65-1
	室蘭海上保安部	室蘭市入江町1-13
函館労働基準監督署	函館市新川町25-18	0138-87-7600
函館公共職業安定所	函館市新川町26-6	0138-26-0735

（6）自衛隊

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第28普通科連隊	函館市広野町6-18	0138-51-9171

（7）北海道

名称	所在地	電話番号
北海道渡島総合振興局 地域創生部 地域政策課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9430
函館建設管理部 八雲出張所	二海郡八雲町立岩83-1	0137-63-3111
渡島総合振興局 保健環境部（渡島保健所） 森地域保健支所	森町字上台町330	01374-2-2323
渡島教育局	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9576
渡島総合振興局 東部森林室	函館市美原4丁目6-16	0138-83-7282

（8）警察署

名称	所在地	電話番号
北海道警察 函館方面本部	函館市五稜郭町15-5	0138-31-0110
北海道警察 函館方面森警察署	森町字上台町299-6	01374-2-0110
石谷駐在所	森町字本茅部町163	01374-7-3251
駒ヶ岳駐在所	森町字駒ヶ岳225-5	01374-5-2240
砂原駐在所	森町字砂原2丁目176-5	01374-8-2140

表 3-11 防災関係機関（案） 3/5

(9) 指定公共機関

名称	所在地	電話番号
北海道旅客鉄道（株） 函館支社、森駅	森町字本町6番地2	01374-2-2079
日本郵便（株） 森郵便局	森町字御幸町120	01374-2-2200
東日本電信電話（株） 北海道事業部 (委任機関) (株) NTT東日本－北海道 北海道南支店長	函館市東雲町14-8	0138-21-2011
(株) NTTドコモ 北海道支社函館支店	函館市梁川町5-10	0138-32-6655
KDDI（株） 北海道総支社	札幌市中央区北3条西4丁目1-1	011-223-2826
ソフトバンク（株）	札幌市中央区大通西4丁目6番地1	011-272-2388
北海道電力（株） 函館支店	函館市千歳町25-15	0138-22-4111
日本赤十字社 北海道支部 渡島支庁地区、同森町分区	森町字御幸町144-1	01374-7-1084
日本放送協会 函館放送局	函館市千歳町13-1	0138-27-0111
日本銀行函館支店	函館市東雲町14-1	0138-27-1161
日本通運（株） 函館支店	函館市若松町14-10	0138-23-8811

(10) 指定地方公共機関

名称	所在地	電話番号
北海道放送（株） 函館放送局	函館市梁川町9-5	0138-55-8121
札幌テレビ放送（株） 函館放送局	函館市美原1丁目48-5	0138-42-7277
北海道テレビ放送（株） 函館支社	函館市本町6-5	0138-51-4416
北海道文化放送（株） 函館支社	函館市五稜郭町1-14	0138-55-8850
（株）テレビ北海道	札幌市中央区大通東6丁目12-4	011-232-7157
（一社）北海道LPガス協会道南支部	函館市日吉町3丁目20-34	0138-51-3320
（一社）渡島医師会	函館市大森町21-12	0138-27-1246
（公社）北海道看護協会 道南北支部	森町字御幸町144番地1	01374-2-2181
（公社）北海道獣医師会 道南支部	北斗市東前74-2	0138-77-2130
（一社）北海道薬剤師会 函館薬剤師会	函館市富岡町3丁目1-17	0138-45-1572
（一社）北海道バス協会	札幌市中央区北1条西19丁目2	011-621-4161
（公社）函館地区トラック協会	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777
（一社）北海道警備業協会 函館支部	函館市榎本町6-13	0138-59-2603
（一社）北海道建設業協会	札幌市中央区北4条西3丁目1	011-261-6184

表 3-12 防災関係機関（案） 4/5

(11) その他の公共的団体

名称	所在地	電話番号
新函館農業協同組合 森支店	森町字森川町278-2	01374-2-2386
北海道漁業協同組合連合会 函館支所	函館市豊川町11-9	0138-22-4146
森漁業協同組合	森町字港町40-21	01374-2-2222
砂原漁業協同組合	森町字砂原4丁目31-1	01374-8-2550
はこだて広域森林組合 茅部事業所	森町字森川町278-2	01374-2-7181
森商工会議所	森町字本町6-22	01374-2-2432
森町さわら商工会	森町字砂原2丁目358-1	01374-8-4056
森町社会福祉協議会	森町字御幸町3-2	01374-3-2280

(12) 渡島総合振興局管内市町村

名称	所在地	電話番号
函館市	函館市東雲町4-13	0138-21-3648
北斗市	北斗市中央1丁目3-10	0138-73-3111
松前町	松前郡松前町字福山248番地1	0139-42-2275
福島町	松前郡福島町字福島820	0139-47-3001
知内町	上磯郡知内町字重内21-1	01392-5-6161
木古内町	上磯郡木古内町字木町218	01392-2-3131
七飯町	亀田郡七飯町本町6丁目1-1	0138-65-5791
鹿部町	茅部郡鹿部町字鹿部252番地1	01372-7-2111
八雲町	二海郡八雲町住初町138	0137-62-2111
長万部町	山越郡長万部町字長万部453-1	01377-2-2000

(13) 住民組織等

平成31年3月31日現在

団体名	事務局	電話	備考
森町町内会連合会	森町役場住民生活課内 (住民生活係)	01374-7-1084	41町内会(森地区25、砂原地区16)
森町女性団体協議会	森町教育委員会社会教育課内 (社会教育係)	01374-2-2186	7団体
森町若妻サークル連絡協議会	森町教育委員会社会教育課内 (社会教育係)	01374-2-2186	5団体
森町文化協会	森町教育委員会社会教育課内 (社会教育係)	01374-2-2186	35団体
森町体育協会	森町教育委員会体育課内 (体育係)	01374-2-1234	14団体

表 3-13 防災関係機関（案） 5/5

団体名	事務局	電話	備考
森町防火協会	森町消防本部予防課 (予防係)	01374-2-2125	防火管理者部会 危険物部会
森町女性消防クラブ連合会	森町消防本部予防課 (予防係)	01374-2-2125	6 クラブ
森町交通安全指導員協議会	森町役場防災交通課内 (交通係)	01374-7-1282	1 団体
日本赤十字社森町奉仕団	森町役場住民生活課内 (住民生活係)	01374-7-1084	9 班

資料：森町地域防災計画

## 5. 各種協定の締結状況

森町が各種関係機関と協定を締結している状況については、以下の通りとなっている。「道の駅」つど～る・プラザ・さわらにおける防災拠点に関する協定は、道の駅に関連する協定・内容等となっている。

表 3-14 各種協定における締結状況 1/5

(締結年月日順)

協定名	協定締結機関	締結年月日	備考
災害救急医療に関する協定書	・管内町村 ・渡島医師会	S 61. 4. 1	P 221
北海道消防防災ヘリコプター応援協定	・北海道 ・道内72消防本部	H 8. 6. 25	P 223
日本水道協会北海道地方支部道西地区協議会 災害時相互応援に関する協定書	・日本水道協会北海道地方支部道西地区協議会 ・地区協議会会員（管内市町村）	H10. 10. 1	P 225
災害時における交通誘導業務等に関する協定	・北海道 ・（社）北海道警備業協会	H10. 12. 18	P 227
災害時における交通誘導業務等に関する細目協定	・北海道警察本部 ・（社）北海道警備業協会	H10. 12. 18	P 229
道路情報提供サービスに関する協定書	・森町 ・森郵便局 ・石倉郵便局 ・駒ヶ岳郵便局	H11. 12. 27	P 231
災害救助用米穀引渡協定書	・札幌食糧事務所 ・北海道	H13. 10. 1	P 233
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	・北海道 ・北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	P 234
災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目	・北海道 ・北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	P 236
災害時における「道の駅YOU・遊・もり」の防災拠点化に関する協定書	・国土交通省北海道開発局函館開発建設部 ・森町	H19. 6. 21	P 237
「道路情報提供装置」設置等に関する協定書	・国土交通省北海道開発局函館開発建設部 ・森町	H19. 6. 21	P 239

表 3-15 各種協定における締結状況 2/5

協定名	協定締結機関	締結年月日	備考
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	・森町 ・北海道コカ・コーラボトリング（株）	H21. 9. 7	P 242
北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	・北海道開発局 ・森町	H22. 5. 31	P 244
災害等の発生時における森町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	・森町 ・北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 8. 3	P 246
災害時におけるエルピーガス供給等の協力に関する協定書	・森町 ・（社）北海道エルピーガス協会道南支部	H22. 8. 3	P 248
『道の駅』における共同事業に関する協定書	・北海道コカ・コーラボトリング（株） ・森町 ・函館開発建設部	H23. 2. 21	P 251
災害時における応急対策活動に関する協定書	・森町 ・森町建設協会	H24. 4. 2	P 253
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	・森町 ・函館地方石油業協同組合	H24. 5. 9	P 255
静岡県森町と北海道森町との災害時における相互応援に関する協定書	・静岡県森町 ・北海道森町	H24. 5. 14	P 258
災害時における「道の駅つど～る・プラザ・さわら」の防災拠点化に関する協定書	・国土交通省北海道開発局開発建設部 ・森町	H25. 3. 21	P 260
「道路情報提供装置」の設置等に関する協定書	・国土交通省北海道開発局開発建設部 ・森町	H25. 3. 21	P 262
災害時協力協定書	・森町 ・（一財）電気保安協会	H25. 3. 28	P 265
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	・森町 ・（株）共成レンテム森営業所	H25. 10. 8	P 267
災害時の応援に関する協定	・財務省北海道財務局 ・北海道 ・道内市町村	H26. 3. 12	P 269

表 3-16 各種協定における締結状況 3/5

協定名	協定締結機関	締結年月日	備考
災害時における飲料の提供等に関する協定書	・森町 ・サントリーフーズ (株)	H26. 5. 14	P 272
緊急時飲料提供ベンダー（ワイヤー式）利用細則	・森町 ・サントリーフーズ (株)	H26. 5. 14	P 274
大規模災害時等における連携に関する協定書	・森町 ・陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊	H26. 11. 11	P 277
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	・森町 ・（一社）函館地区トラック協会	H26. 12. 15	P 279
防災情報の共有に係る協定書	・函館開発建設部 ・森町	H27. 1. 6	P 284
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	・北海道 ・北海道内市町村	H27. 3. 31	P 287
災害発生時における森町と森町内郵便局の協力に関する協定	・森町 ・森町内郵便局	H27. 5. 18	P 291
災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	・北海道開発局 ・道内港湾管理者 ・関連団体	H28. 1. 14	P 295
災害発生時における函館方面森警察署庁舎の代替施設使用に関する協定	・森町 ・函館方面森警察署	H28. 7. 26	P 300
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	・森町 ・（株）セブン－イレブン・ジャパン	H29. 2. 13	P 302
北海道広域消防相互応援協定	・道内72消防本部	H29. 4. 27	P 304
災害時等における資機材等を森町消防団に提供する等の協力に関する覚書	・森町 ・（株）河野組	H30. 6. 11	P 309
応援協議書	・森町消防本部 ・八雲町消防本部	H30. 9. 1	P 311
災害時等における資機材等を森町消防団に提供する等の協力に関する覚書	・森町 ・（株）ワイエスフーズ	H30. 9. 3	P 314

表 3-17 各種協定における締結状況 4/5

協定名	協定締結機関	締結年月日	備考
災害時における必要な用水等の供給に関する協定	・森町 ・北渡島生コンクリート 協同組合	H30. 10. 17	P316
南渡島消防事務組合と森町の北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ	・南渡島消防事務組合 ・森町消防本部	H31. 2. 1	P319
災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定	・森町 ・さくらの園	H31. 2. 22	P321
災害時等における施設利用の協力に関する協定	・森町 ・医療法人雄心会新都市 砂原病院	R 1. 9. 25	P323
「道の駅YOU・遊・もり防災用備蓄資機材」に関する協定書	・函館開発建設部 ・森町	R 2. 2. 18	P325
「道の駅つど～る・プラザ・さわら防災用備蓄資機材」に関する協定書	・函館開発建設部 ・森町	R 2. 2. 18	P329
森町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	・森町 ・社会福祉法人森町社会 福祉協議会	R 3. 1. 29	P333
道の駅「YOU・遊・もり」における防災トイレに関する協定書	・函館開発建設部 ・森町	R 3. 2. 26	P335
「道の駅災害対策用衛星通信電話」に関する協定書	・函館開発建設部 ・森町	R 3. 3. 22	P337
北海道駒ヶ岳噴火時における「大沼湖畔・緑の村」避難対応に関する覚書	・七飯町 ・森町	R 3. 6. 21	P341
災害時の物資供給等に関する協定書	・森町 ・(株) レーベンクリーンエナジー	R 3. 10. 15	P343
大規模災害時における相互協力等に関する基本協定	・森町 ・北海道電力 (株) ・北海道電力ネットワーク (株)	R 3. 11. 1	P345
大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定			P350
災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定（高齢者・障がい者）	・森町 ・(福) さわら福祉会	R 3. 12. 20	P353
災害時における避難施設としての使用に関する協定	・森町 ・グリーンピア大沼 (株)	R 4. 1. 14	P355

表 3-18 各種協定における締結状況 5/5

協定名	協定締結機関	締結年月日	備考
大規模災害時における相互協力に関する基本協定	・森町		P357
大規模災害時における道路の通行に支障となる通信設備等の除去作業の支援に関する細目協定	・NTT東日本電信電話 (株) 北海道事業部北海道南支店	R 4. 7. 20	P359
大規模災害時における樹木・土砂などの障害物（通信設備を除く）の除去作業の支援に関する細目協定			P362
広域水災発生時に関する覚書	・森町 ・あいおいニッセイ同和損害保険（株）北海道支店	R 4. 8. 1	P365
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	・森町 ・（株）ゼンリン北海道支社	R 4. 10. 28	P367

資料：森町地域防災計画

## 4章 危険事象・被害想定

### 1. 想定される危険事象

本計画においては、特に地震時における危険事象を想定した行動に係る計画を行う。

本計画においては、次のような災害を想定しており、特に地震における危険事象を主な対象として想定している。

表 4-1 災害別の道の駅と職員及び施設利用者被害の可能性

災害種別	道の駅・職員の被害の可能性		施設利用者 被害の可能性
	施設の被害	職員の被害	
水害	被害なし	被害なし	被害なし
地震	崩壊	負傷者あり	負傷者あり
津波	被害なし	被害なし	被害なし
土砂災害	被害なし	被害なし	被害なし
火山災害	崩壊	負傷者あり	負傷者あり
大規模な火災	被害なし	被害なし	被害なし
原子力災害	—	—	—
暴風雪	停電等	負傷者あり	負傷者あり
感染症	被害なし	負傷者あり（感染者）	負傷者あり（感染者）

### 2. 危険事象における被害想定

#### (1) 地震災害

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができる。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

表 4-2 北海道地方において想定される地震

	地震	断層モデル※	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)
(千島海溝／日本海溝)						
海溝型 地震	T1 三陸沖北部	地震本部／中防	1968 年	既知	7.9	—
	T2 十勝沖	地震本部／中防	2003 年	既知	8.0	—
	T3 根室沖	地震本部／中防	1894 年	既知	7.9	—
	T4 色丹島沖	地震本部／中防	1969 年	既知	7.8	—
	T5 拝島島沖	地震本部／中防	1963 年	既知	8.1	—
	T6 500 年間隔地震	地震本部／中防	未知	推定	8.6	—
(日本海東縁部)						
内陸型 地震	T7 北海道南西沖	—	1993 年	既知	7.8	—
	T8 積丹半島沖	—	1940 年	既知	7.8	—
	T9 留萌沖	—	1947 年	既知	6.7	—
	T10 北海道北西沖	地震本部／中防	未知	推定	7.8	—
(プレート内)						
内陸型 地震	P1 釧路直下	—	1993 年	既知	7.5	—
	P2 厚岸直下	—	1993 年型	推定	7.2	—
	P3 日高西部	—	1993 年型	推定	7.2	—
(活断層帯)						
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3 黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4 当別	地震本部		既知	7.0	22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6 増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	十勝平野	地震本部		既知		
N7	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
	N8 富良野	地震本部		既知		
N8	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
	N9 標津	地震本部		既知	7.7 以上	56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7 以上	54 以上
	N11 沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	—	1938 年	推定	6.5	—
E2	浦河周辺	—	1982 年	推定	7.1	—
E3	道北地域	—	1874 年	推定	6.5	—
(オホーツク海)						
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60
A2	紋別沖 (紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70

※断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年5月）

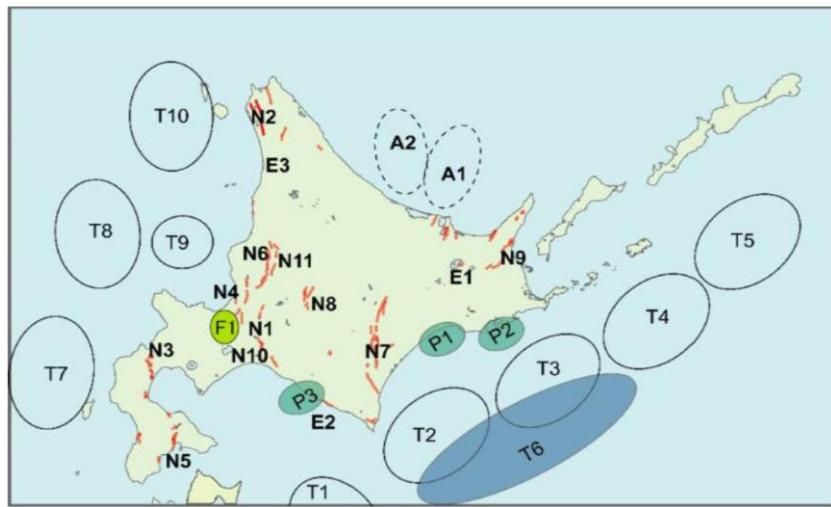


図 4-1 北海道地方において想定される地震分布図

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年5月）

これらの想定地震の中で本町に被害を及ぼす可能性のある地震の概要は、下記のとおりである。

「北海道南西沖（モデル No.2）」、「函館平野西縁断層帯（モデル 45\_2）」を地震被害として想定する。

#### 1) 海溝型地震

- 千島海溝南部・日本海溝北部
  - ① 三陸沖北部、② 十勝沖
- 500年間隔地震
 

根室半島～十勝沖の領域
- 日本海東縁部
  - ① 「平成5年 1993年）北海道南西沖地震、② 積丹半島沖
  - ③ 留萌沖
- プレート内のやや深い地震
  - ① 釧路沖、② 厚岸直下、③ 日高中部

#### 2) 内陸型地震

- 活断層帯
  - ① 黒松内低地断層帯、② 函館平野西縁断層、③ 石狩低地東縁断層帯南部
- 既往の内陸地震
  - ① 弟子屈地域、② 浦河地域、③ 道北地域
- 網走・紋別沖

### 3)想定震度

想定した地震の震度は次のとおりである。

- ① 北海道南西沖地震（マグニチュード 8.0 最大震度 6 弱）
- ② 函館平野西縁断層帯の地震（マグニチュード 6.6 最大震度 6 弱）

### 4)地震による建築物及び人的被害等の予測

想定した地震から、本町への建築物及び人的被害等は、次のとおりと想定される。

- ① 北海道南西沖地震

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	1人未満	建物被害	全壊	4
	重傷者	1人		半壊	28
	軽傷者	6人			

平成28年度地震被害想定結果より

- ② 函館平野西縁断層帯の地震

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	1人未満	建物被害	全壊	2
	重傷者	1人未満		半壊	16
	軽傷者	2人			

平成28年度地震被害想定結果より

### (2)暴風雪災害

過去の災害履歴から暴風雪や大雪等による通行止め等、道路交通に支障をきたす雪害が想定される。

### (3)暴風雪災害

過去の災害履歴から暴風雪や大雪等による通行止め等、道路交通に支障をきたす雪害が想定される。

### 3. ライフライン、インフラ等の被害想定

表 4-4 ライフライン・インフラ被害

項目		被害想定	参考事象
ライフライン・インフラ	電力	発災後は、発電所停止・断線等により電力供給が中断する可能性がある。 ○日間は、地域内に電力供給されない可能性がある。 (H24.11 の発達した低気圧の影響で送電線の鉄塔が倒壊し登別市内で発生した大規模停電時は 4 日間に亘り停電した施設もあった)	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
		断水により、○ヶ月は、地域内に水道供給がされない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
		○週間程度使用できない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
	電話	○週間程度使用できない可能性がある。 また、発災日等は輻輳によりほとんど使用できない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
		○週間程度使用できない可能性がある。 また、発災日等は輻輳によりほとんど使用できない可能性がある。 メールは遅配する可能性があるが、発災後でも送受信可能と考えられる。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
	道路	隣接している国道 278 号においては、緊急輸送道路としての位置付けにあるため、特に問題はないと思われる。しかし、地震の揺れや液状化現象、道路損傷、車両の放置等により場合によっては長期間、通行できない可能性がある。	北海道胆振東部地震
	鉄道	○週間程度運休する可能性がある。	



図 4-3 道の駅周辺における緊急輸送道路の位置付け(資料:重ねるハザードマップ(国土交通省))

## 5章 重要業務の抽出

### 1. 事業継続計画に係る発動と解除

#### (1) 道の駅BCP(事業継続計画)の発動と解除

##### ○発動に係る条件

- 町内で震度5弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置されるとともに、町内で甚大な被害が生じた場合
- 施設の管理責任者が BCP の発動が必要と認めた場合 等

##### ○発動の権限者及び指示系統

- 発動権限者は、施設の管理責任者を基本とする。なお、施設の管理責任者が不在または連絡不能の場合は、職務代行順位表により、責任者に代わりに発動決定を行う。
- なお、災害発生時には計画発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても必要に応じて初動対応をとり、継続実施すべき非常時優先業務及び停止する業務について、適切な対応をとるように努めるものとする。

施設管理に係る災害本部については、施設の管理責任者が統括する。

指示系統に関する順番は以下の①～③を基準とする。

表 5-1 業務継続計画の指示系統

指示系統の順番	施設の管理者	指示系統において担うべき役割・内容
1	商工労働観光課長	委託業者への連絡
2	観光係長	情報収集及び確認、指示
3	観光係	情報収集及び確認、指示

##### ○発動の解除

- 発動権限者は、町における業務資源の不足等に伴う支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の解除を行う。

ただし、各職員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小した業務を順次再開させができるものとする。

大規模災害の発生時に迅速かつ的確に業務を実施するためには、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する必要がある。

## 2. 応急対策活動業務

本計画は、応急対策活動として「災害応急業務」ならびに「優先通常業務」に係る非常時優先業務を明らかにし、これを実施することとする。

### (2) 非常時優先業務の考え方

災害発生時には、緊急性の高い災害対応業務が大量に発生し、通常時以上の業務処理能力が求められる。一方、職員の負傷等による人員の不足や通信インフラ等の障害により、業務の処理能力が大幅に低下することが懸念される。

そのため、大規模災害時にあっても、優先して実施すべき業務を事前に特定しておくことで、初動対応時から効率的な災害応急対策が進められることが期待できる。

本計画では、これら優先して実施すべき業務を、「非常時優先業務」として位置づけ、営業時間内（営業時間外で対応する場合は関係機関と協議）において実施することとする。

表 5-2 非常時優先業務（災害応急業務、優先通常業務）

業務の分類	内容	項目
非常時 優先業務	災害応急業務 道の駅自体が被災した場合の復旧対応業務、災害発生時の指定緊急避難場所として早急に機能させるために必要とする業務	初動対応 応急対策活動
	優先通常業務 道の駅の運営・管理に係わる通常業務のうち、道路利用者や地域住民等へのサービスに重大な影響が生じたため中断できない、または中断しても早期再開を必要とする業務	事業再開の取組み 感染症予防や拡大防止対策

### (3) 時間軸における非常時重要業務の項目

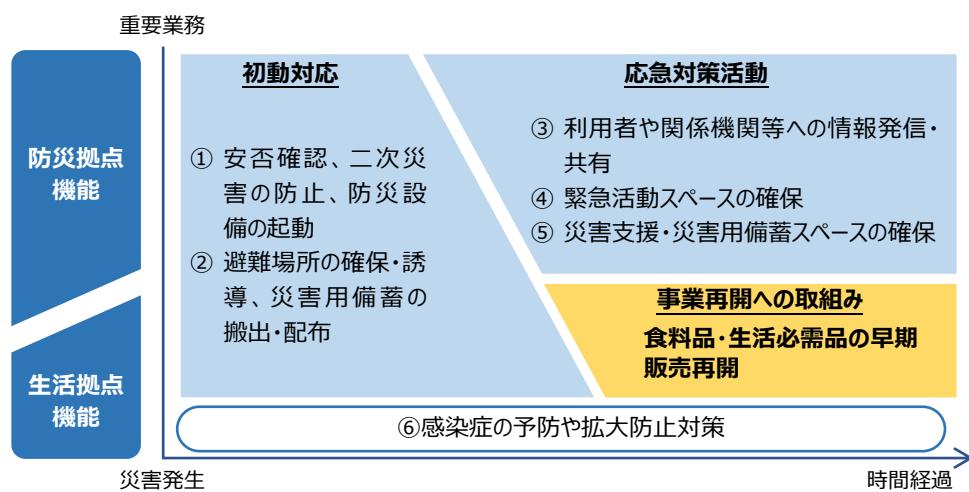


図 5-1 発災後の時間軸における「道の駅」重要業務の項目

### 3. 重要業務と内容一覧

表 5-3 道の駅の重要業務一覧

重要業務		業務の概要	基本的考え方							担当区分						
			管理者 (商工労働観光課長)	副管理者 (観光係長)	情報収集・広報担当		給食担当		医療担当		救援物資担当		ボランティア担当		防犯・施設管理担当 (観光係)	
初動対応	①安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	従業員・来訪者の安否確認	<input type="checkbox"/> 「道の駅」区域内をくまなく点検 <input type="checkbox"/> 従業員・来訪者の安否を速やかに確認	<input type="checkbox"/>												
		負傷者の救命・救急	<input type="checkbox"/> 負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 <input type="checkbox"/> 救急を要する場合、速やかに救急救助を要請	<input type="checkbox"/>												
		二次災害の防止 (設備の被災状況の確認)	<input type="checkbox"/> 発災後の訪問客への避難場所や飲食料の提供 <input type="checkbox"/> 新たな避難者の受入れ等を安全かつ効率的に実施するための設備点検	<input type="checkbox"/>												
		二次災害の防止 (消化活動)	<input type="checkbox"/> 迅速な初期消火	<input type="checkbox"/>												
		防災設備の起動 (災害用トイレの設置)	<input type="checkbox"/> 避難者へのトイレ使用環境の早期提供	<input type="checkbox"/>												
		防災設備の起動 (非常用発電機の起動)	<input type="checkbox"/> 避難所を維持するための電源確保	<input type="checkbox"/>												
	②避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	避難スペースの確保・誘導	<input type="checkbox"/> 避難場所である駐車場等に誘導	<input type="checkbox"/>												
		災害用備蓄の搬出・避難者への配布	<input type="checkbox"/> 訪問客への食糧、飲料水等の配布	<input type="checkbox"/>												
応急対策活動	③利用者や関係機関等への情報発信・共有	利用者や関係機関等への情報発信・共有	<input type="checkbox"/> 「道の駅」の人的被災、設備被災の確認 <input type="checkbox"/> 速やかな支援要請	<input type="checkbox"/>												
		周辺への情報提供	<input type="checkbox"/> 「道の駅」内に避難している地域住民や訪問客への現在の状況の周知	<input type="checkbox"/>												
	④緊急活動スペースの確保	緊急活動スペースの点検・確保	<input type="checkbox"/> 緊急活動スペースの点検 <input type="checkbox"/> 緊急活動スペースの確保	<input type="checkbox"/>												
		災害備蓄スペースの点検・確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄スペースの点検 <input type="checkbox"/> 災害備蓄スペースの確保	<input type="checkbox"/>												
		災害活動車両の駐車スペースの点検・確保	<input type="checkbox"/> 災害活動車両の駐車スペースの点検 <input type="checkbox"/> 災害活動車両の駐車スペースの確保	<input type="checkbox"/>												
	⑤災害支援・災害用備蓄スペースの確保	ヘリポートの点検・確保	<input type="checkbox"/> ヘリポートの点検 <input type="checkbox"/> ヘリポートの確保	<input type="checkbox"/>												
		災害備蓄基地の点検・確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄基地の点検 <input type="checkbox"/> 灾害備蓄基地の確保	<input type="checkbox"/>												

## 6章 必要資源の現状把握

### 1. 人的資源

#### (1) 勤務時間外に参集可能な職員数

勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、居住地から道の駅までの距離を基に、徒歩による参集時間別の参集可能職員数を算出する。

表 6-1 参集所要時間に応じた職員参集率

参集所要時間	通勤距離圏と可能な職員参集人数			
	通勤距離圏	小計	累計	割合
1 時間以内	通勤距離	3km 圏内の職員	1人	1人
3 時間以内		9km 圏内の職員	4人	5人
4 時間以内		12km 圏内の職員	1人	6人
5 時間以上		12km 圏外の職員	0人	6人

上記のとおり、夜間及び休日に発災し、職員及び家族が被災した場合においては、1 時間以内の職員数が 17% (1 人前後) となり、初動時に従事する職員数 (5 人) が不足するため、必要な職員数に対応した職員配備体制をとる必要がある。

業務の優先順位を考慮し、一時的に他部署からの応援を求めるとともに、周辺自治体等からの応援職員の協力体制構築を検討する。

### 2. 物的資源

#### (1) ライフライン等（電気・ガス・水道等）の確保

- 非常用電源を確保する。
- 停電時でも業務を継続するため、必要な電力を確保できる非常用電源及び電源起動等に係る燃料の備蓄に努める。
- 災害でもつながりやすい電話回線を複数回線確保する。
- 飲料水の備蓄やトイレ用品を確保する。
- 災害でも使用可能なトイレ対策（携帯トイレ、トイレットペーパーの備蓄）をする。

#### (2) 業務遂行のための飲料水、食料等

- 住民の備蓄を補完するために、最低限必要とされる 3 日分の飲料水及び食料の備蓄を計画的に行う。
- 発災直後から職員は昼夜を問わず非常時優先業務に従事するため、必要な水分や食事の摂取、また、過労死等を防ぐためにも他地域や関係機関等からの応援職員の協力体制により、適度な休息を確保する。
- 発災後、非常時優先業務に従事する職員用の飲料水や食料等の確保を計画的に行うなど、備蓄方法について検討しておく。

- ・ また円滑な業務遂行を行うため、数量や保管場所等についても、有事の際にも誰もがすぐに把握できるようにしておく。

### (3) 災害につながりやすい通信手段の確保

- ・ 災害用の機器は、通常時に使用する機会が少ないため、災害時に機器の操作方法の未熟などの原因で有効に活用できないことが懸念される。そのため、保守点検を確実に実施するとともに、訓練の実施や通常時の活用を通じて操作に習熟するよう努める。

### (4) 業務データのバックアップ

- ・ 道の駅は、道の駅をはじめ行政、民間企業等に関するサービス等の重要な情報資産を多数保有し、その大部分についてコンピュータシステムを利用している。情報資産のバックアップは、日時処理を基本としサーバーに保存する。また、バックアップデータは、データセンターの他、事業者のサーバーに保存されるものがあるが、情報資産の重要度に合わせて複数のバックアップを行っている。
- ・ そのため、大規模災害に備え、バックアップデータを複数箇所に保存する必要がある。大規模災害においても、活用するために必要なデータについて、協議のうえ整理し、確認しておく。
- ・ 災害時のシステム停止に備え、森町及び道の駅のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するよう、システム保守業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制の確保に努める。

### 3. ライフライン等に係る資源一覧

ライフライン等の内容について、下表に災害用備蓄物資（1 食料品類 2 生活必需品類 3 防災用資機材等）としての内容を整理した。

これら内容については、道の駅関係者全員が確認、把握できるよう整理するとともに、定期的に見直し、確認作業を行うことで有効活用が可能になると考えられる。

表 6-2 1. 食料品（例：米、飲料水等）一覧

食料品名	個数	備蓄箇所
食料	3 日間	備蓄倉庫
飲料水	3 日間	備蓄倉庫

表 6-3 2. 生活必需品（例：紙おむつ、毛布等）一覧

生活必需品名	個数	備蓄箇所
汚物保管袋	3 セット	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
パーソナルテント（簡易トイレ用）	4 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
災害用トイレ（身体障害者用）	1 個	備蓄倉庫
災害用トイレテント	10 個	備蓄倉庫

表 6-4 3. 防災用資機材（例：非常灯、ラジオ、ストーブ、ブルーシート等）一覧

防災用資機材名	個数	備蓄箇所
衛星携帯電話	1 個	備蓄倉庫
LED バルーン照明機	2 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
発動発電機	2 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
非常用発電機	3 日分	
水	3 日以上	敷地内・ポンプ井戸
貯水槽	3 日分	敷地内
ヒーター	2 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
バッテリー	2 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
ソーラーパネル	2 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
大型テント	1 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）

表 6-5 4. その他資機材一覧

その他資機材名	個数	備蓄箇所
非常用飲料水タンク	5 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
ガソリン携行缶	2 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
バリケード	10 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
電工ドラム	4 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
ショベル	10 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
カケヤ	2 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）
防塵マスク	50 個	防災用備蓄倉庫（函館開発建設部）

## 7章 重要業務の開始目標時間

### 1. 重要業務の開始目標時間の設定

#### (1) 目標時間の考え方

開始目標時間は、「5章 重要業務の抽出」で抽出した業務を対象に、発災後の被害や影響を踏まえて、初動対応を最優先に重要業務の優先度を考慮しながら設定する。

表 7-1 重要業務の開始目標時間

重要業務	業務の概要	目標時間	優先度
①安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	従業員・来訪者の安否確認	3時間以内	優先度高
	負傷者の救命・救急		
	二次災害の防止（設備の被災状況の確認）		
	二次災害の防止（消化活動）		
	防災設備の起動（災害用トイレの設置）		
	防災設備の起動（非常用発電機の起動）		
②避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	避難スペースの確保・誘導	1日以内	優先度中
	災害用備蓄の搬出・避難者への配布		
③利用者や関係機関等への情報発信・共有	利用者や関係機関等への情報発信・共有	1日以内	優先度中
	周辺への情報提供		
④緊急活動スペースの確保	緊急活動スペースの点検・確保	1日以内	優先度中
	災害備蓄スペースの点検・確保		
⑤災害支援・災害用備蓄スペースの確保	ヘリポートの点検・確保	1日以内	優先度中
	災害備蓄基地の点検・確保		

なお、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）で示されている業務開始目標時間の事例では、初動となる①安否確認～②避難場所開設までが、概ね3時間以内とされている。

また、③④⑤の応急対策活動開始などが概ね1日以内、被災者への支援の開始や他の業務の前提となる機能の回復（事業再開に向けた取組）は3日以内となっており、⑥感染症の予防や拡大防止対策の目安と考えられる。

なお、復旧・復興に係る業務の本格化は2週間以内とされており、防災「道の駅」としての通常業務再開時期の目安と考えることができる。

表 7-2 業務開始目標時間と該当する業務の考え方

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	担当							
		管理者 (商工労働観光課長)	副管理者 (観光係長)	情報収集・広報担当	給食担当	医療担当	救援物資担当	ボランティア担当	防犯・施設管理担当 (観光係)
3 時間以内	安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	職員及び家族の安全確保 初動体制の確立 被災状況の把握 救助・救急の開始 等	○	○	○	○			○
	避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	避難所の開設 等	○	○	○	○	○	○	○
1 日以内	利用者や関係機関等への情報発信・共有	避難生活支援の開始 重要な事項の手続き 等	○	○	○	○	○		
	緊急活動スペースの確保	応急活動（救助・救急以外）の開始 等	○	○	○	○	○		○
3 日以内		被災者への支援の開始 他の業務の前提となる機能の回復 等	○	○	○	○	○	○	○
2 週間以内		復旧・復興に係る業務の本格化 等	○	○	○	○	○	○	○

## 8章 重要業務の行動計画

### 1. 実施体制（案）（部・担当）

実施体制に関しては、災害時の管理責任者および副管理責任者を据えるとともに、避難所での各種災害における班対応による業務を実施する。

表 8-1 災害本部

課	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
災害本部	管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告、指示の決定</li> <li>○自衛隊派遣要請の決定</li> <li>○各対策部の任務のうち重要事項の決定</li> <li>○マスコミ対応</li> <li>○災害本部の総括 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従事職員（応援要員を含む）の配置調整の決定</li> <li>○今後の活動方針の検討・決定</li> <li>○関係機関等に対する協力及び応援要請の決定 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧活動の検討・決定</li> <li>○被災者支援の検討</li> </ul>
	副管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告、指示発令の周知徹底</li> <li>○避難所開設の指示</li> <li>○災害対策本部決定事項の取りまとめ、各対策部への周知徹底、関係行政機関等との連絡調整</li> <li>○被害状況等の報告 等</li> </ul>		

表 8-2 情報収集・広報担当

課	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
情報収集・広報担当	情報収集・広報担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況等の収集、取りまとめ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報（注意・警報、雨量等）</li> <li>・土木施設被害</li> <li>・人的被害</li> <li>・ライフライン被害（電気、電話、ガス、上下水道、道路、鉄道等）</li> <li>・その他被害</li> </ul> </li> <li>○町民からの相談等の受付、処理</li> <li>○町民への広報（防災行政無線、防災メール、ウェブサイト等）</li> <li>○災害情報の収集・記録（写真等）</li> <li>○各部に属さない事項、本部の庶務</li> <li>○職員の出勤状況の把握</li> <li>○職員の罹災状況の調査 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況等の収集、報告、避難状況 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関への被害状況報告</li> <li>○災害統計、資料の作成準備</li> </ul>

表 8-3 医療担当

部	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
医療担当	医療担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○避難行動要支援者の安否確認</li> <li>○保健所及び医療機関との連絡調整</li> <li>○所管施設の被害調査 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の開設・運営</li> <li>○避難所における罹災者の介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災者の介護</li> <li>○災害地区的防疫</li> </ul>

表 8-4 防犯・施設管理担当

部	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
防犯・施設管理担当（観光係）	防犯・施設管理担当班	○本部長の命する災害応急対応 ○所管する施設の被害調査 等	○職員及び派遣隊員等の食料調達供給 ○緊急資材置場及び応急施設用地の確保 ○所管する施設の応急措置 等	○工事等の契約 ○災害対策経費の総括準備 ○災害対策の予算措置の準備

表 8-5 給食・救援物資・ボランティア担当

部	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
給食・救援物資・ボランティア担当	給食班	○避難所の開設・運営 ○飲料・食料や食材等の被害状況調査 ○食材調達や炊き出し、提供の準備等 ○施設内の他班の所管に属さないこと 等	○職員及び避難者の食料調達 ○職員及び避難者への食料供給、提供 等	○被災地における救援活動 ○廃棄物、大型廃棄物の収集、運搬及び処理
	救援物資班	○避難所の開設・運営 ○施設内物資等の被害調査、報告及び応急復旧の実施 ○施設内の他班の所管に属さないこと 等	○職員及び派遣隊員等の物資調達 ○職員及び派遣職員等への物資提供 ○被災地における救援体制の整備 等	
	ボランティア班	○避難所の開設・運営 ○町連合町内会及び町内会との連絡調整 ○対応要員の確保準備、報告 ○施設内の他班の所管に属さないこと 等	○ボランティア等の受入措置 ○ボランティアへの資材準備 等	

## 2. 災害時における優先業務と通常時における優先業務の取り組むべき内容等

災害時における優先業務ならびに通常時における優先業務については以下の通りとする。

### (1) 災害時における優先業務

表 8-6 災害時における優先業務一覧

番号	内 容	優先度	行動計画				備考
			A 発災～3時間以内	B 3時間～1日以内	C 1日～3日以内	D 3日以降	
1	従業員・来訪者の安否確認	A	○				
2	負傷者の救命・救急	A	○				
3	二次災害の防止（設備の被災状況確認、消火活動）	A	○				
4	防災設備の起動（災害用トイレ、非常用発電機）	A	○				
5	避難スペースの確保、誘導	A	○				
6	災害用備蓄の搬出、避難者への配布	A	○				
7	利用者や関係機関等への情報発信・共有	A	○				
8	周辺への情報提供	A	○				発災後適宜
9	緊急活動スペースの点検・確保	A	○				
10	災害支援・災害用備蓄スペース確保	B		○			
11	災害活動車両の駐車スペースの点検・確保	B		○			
12	ヘリポートの点検・確保	A	○				
13	災害用備蓄基地の点検・確保	B		○			
14	感染症予防や拡大防止対策	A	○				
15	食料品・生活必需品の確認	B		○			
16	被災者への食料品や生活必需品の支援開始	B		○			
17	事業再開に向けた取組み、機能の回復	B		○			
18	その他（ ）	—					対象なし

## (2) 通常時における優先業務

表 8-7 通常時における優先業務一覧

課 係 名	所掌事務	優 先 度	業務開始時期				
			A	B	C	D	E
		1 日 以 内	3 日 以 内	1 週 間 以 内	1 カ 月 以 内	1 カ 月 以 降	
総務担当	災害対策に関すること。	A	○				
	防災計画に関すること。	A	○				
	自衛隊に関すること。	A	○				
	行政情報ネットワーク施設の維持管理及び運用に関すること。	A	○				
	広報(観光に関するものを除く。)に関すること。	A	○				
	広聴に関すること。	A	○				
	情報共有化に関すること。	D				○	
	住民情報通信(コミュニティ FM 等)に関すること。	A	○				
	ウェブサイトの管理運営に関すること。	A	○				
施設設備担当	報道機関への対応に関すること。	A	○				
	道路等の除排雪に関すること。	A ～ B	○	○			
	土木施設災害復旧事業に関すること。	A ～ E	○	○	○	○	○
	防災設備全般に関すること。	A ～ E	○	○	○	○	○
	その他土木工事に関すること。	E					○
	上水道施設の維持管理に関すること。	A	○				
物販担当	生活物資等の需給調整および対策に関すること。	B		○			
	物販施設商品の需給調整(仕入・発注等)および対策に関すること。	A ～ E	○	○	○	○	○
	その他、物販・直売・テイクアウトコーナー等の事業に関すること。	A ～ E	○	○	○	○	○
観光案内担当	情報提供・観光案内に関すること。	A ～ E	○	○	○	○	○

## 9章 継続的な改善に向けた取組

### 1. 道の駅BCPの定期的な見直し

#### (1) 業務継続マネジメントの必要性

道の駅BCPの継続的推進を図るために、計画策定時で終わりとするのではなく、計画としての実行性を高めていくため継続的に取組みをマネジメントしていくという視点が必要である。

本計画は、災害時における道の駅の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組む。

特に、施設への影響が考えられる災害被害想定の更新又は新たな事象や、地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合性、事務事業等の見直し、訓練や実際の災害対応を踏まえ新たな課題が明らかとなった場合等、必要性を考慮し進めていく。



図 9-1 業務継続マネジメント (PDCAサイクル)

### 2. 定期訓練

#### (1) 職員や従業員に対する研修

##### ○職員に対する研修・訓練の実施

計画の実効性を確保するためには、計画の策定だけでなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努める必要がある。

##### ○各部署における継続的な取組

本計画は、発災時に優先的に実施すべき非常時業務の選定とその業務の開始時期を定めたものである。

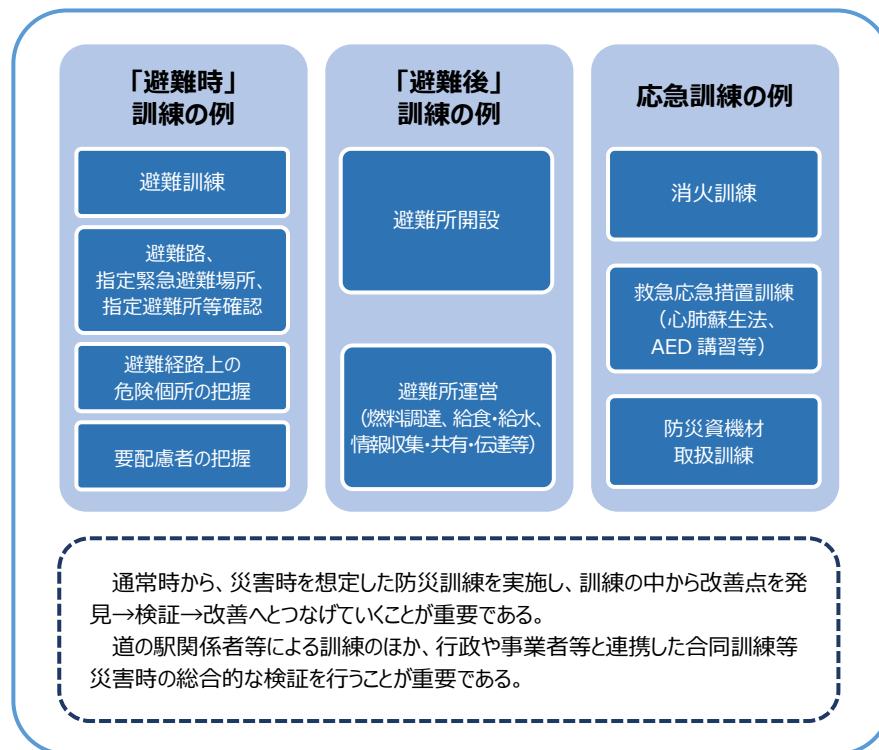
発災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するためには、各担当部署においても具体的な対応について、通常時から継続的に話し合いを行い、災害時における業務の継続に努めていく。

### 3. 防災訓練

#### (1) 各フェーズを考慮した防災訓練

通常時から、災害時を想定した防災訓練（避難時、避難後、応急訓練等）を実施し、訓練の中から改善点を発見→検証→改善へとつなげていくことが重要である。

施設管理者を含め、行政や事業者等と連携した合同訓練等、災害時の総合的な検証を行うことが重要である。



## 10章 卷末資料

様式ー1：担当部門エリア図

様式ー2：避難誘導経路図

様式ー3：消火機材設置箇所図

様式ー4：初期の被害チェックリスト

様式ー5：初期の被害チェックリスト（状況記録図）

様式ー6：災害時の連絡先一覧

様式ー7：災害用設備配置図